

(2)

蘇聯邦船「レフゼライートル」號 柳田 (冷凍船米一五)

久

レフゼライートル

F-0124

0096

歐亞局長

第一課長

三・五・三ノ四

内務省警保局ヨリ現地官憲ヨリノ電報トシテ左
ノ通電話アリタリ

記

五月
三月十日午前四時頃北海道稚内北ノ沖合
約一海里ノ地点ニ「ソノ」号汽船一隻坐礁セルヲ以テ
現地官憲ニ於テ之ヲ拿捕シタルカ午前十時頃ニ
至リ満潮ノ為離礁シ目下稚内港ニ曳行ノ上

外務省

1.6.0.9

船長及機関長ヲ取調中ナリ現在迄判明セル
所ニ依レハ右汽船ハ「キレフレンシエラートル」号(約四〇
五)ト稱シ船員並乗組員ハ船長以下五十二名
(内廿七名)ナリ尚船長ノ自供ニ依レハ本船ハ本
月二十八日浦臼出帆、二十九日臣港寄港後北樺
太東海岸「ポリツン」ニ向フ途中濃霧ノ為方
向ヲ誤リ坐礁シタル事ナリ

外務省

F-0124

0097

電信寫

昭和15 一五三五一 略 蒲湖 五月廿一日 午後
本省 廿一日 夜 港

手紙外に大良

長岡總領事代理

第一四五號

延東冷涼魚「トラスト」所屬寺原船第一號廿一日午前五時四十分
船ノ爲宗谷海峡ニ「ノスチヤブ」開船通ニ於テ坐船シ午後十時ニ至ル
モ離船シ得サル程ニ以テ之ガ救急方ニ歸シ自分ノ指置方外交代表
トヨリ依頼感セリ道難地帯等實ニ難ムヘキモ右不取敢（了）

F-0124

0098

電信寫

昭和13 一五三五二 号 本館 五月廿一日 夜
廿一日 夜

字通外務大臣

第一四六號

長岡總領事代理

往電第一四五號ニ附シ

通難地帯ハ北海道「ノスチャブ」
及「ガガ」並ニ冷温帯「ネバ」
ノ或領海立入許可方公文ヲ以テ依願越セリ(了)

F-0124

0099

海運局長

第二課長

参考 本局 釜山 大尉 電話

昭和十三年六月一日

五月三十日午前四時、ソ連冷洋船(四百屯) 稚内
 野寒、布、燧台ノ西方約二新ノ外國船舶立入禁
 止区域ニ入りたるヲ以テ抑留セム。又同船ハ無許可ヨリ
 沿海州ノプラスチック等ヲ越テ達ヤト濃霧ノ中ニ
 入陸確セルヲナリト稱ス。モ不審者ノ占メアリ。稚内港
 (一) 兎船目下取調中。

外務省

記

F-0124



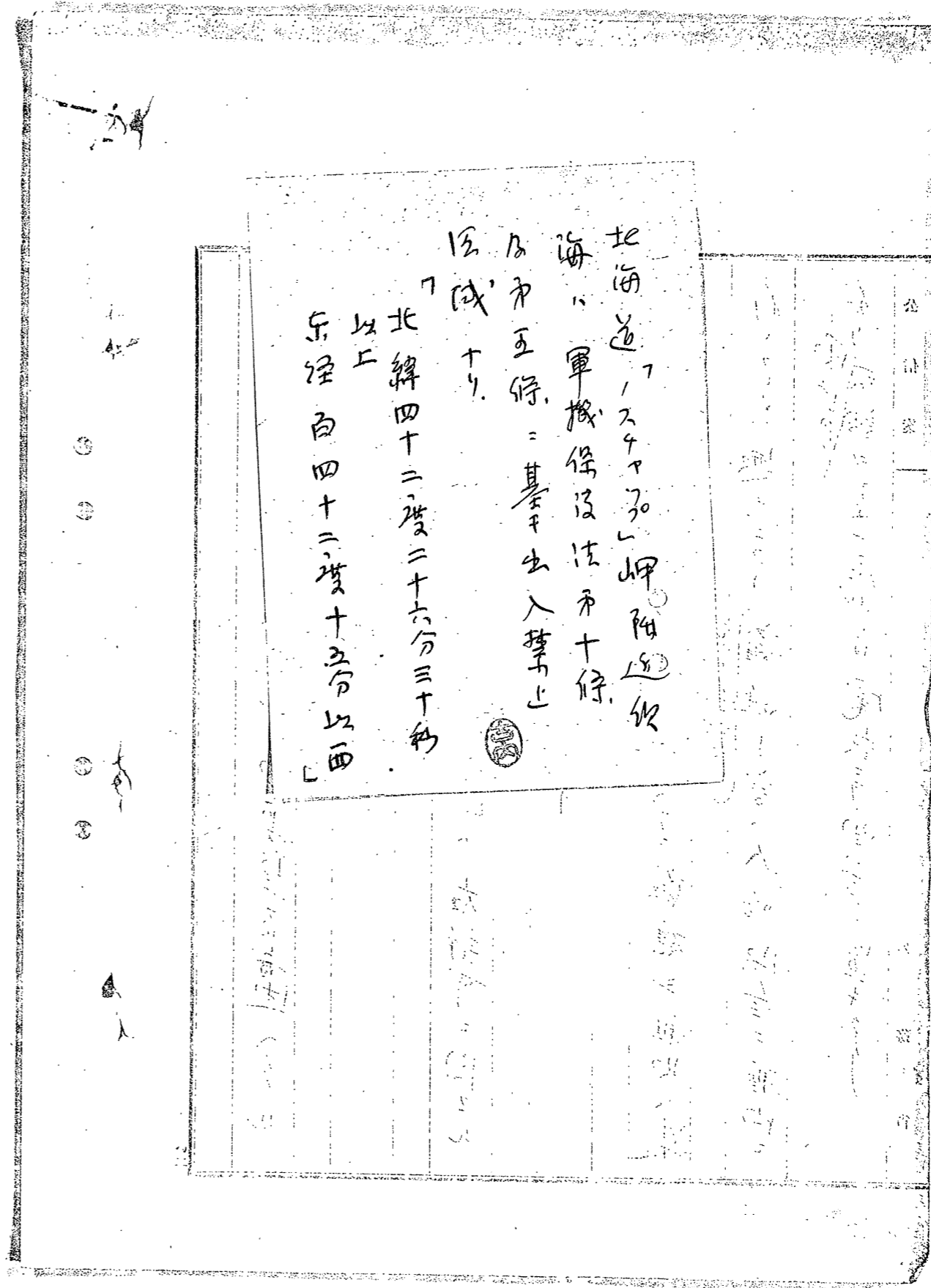
出スエトヲ又許可セラルヤウ要望ス青函ハタル
 ニヨリコト長明カニニオキナリ
 トノ趣旨ヲ答ヘタルコトハ「シニルハ」ハ右許可ニ因スル
 事ノ四答ヲ得ナキ旨保返ニヨリ
 然レ右領海之入有凍船ハステ離礁ニ難クハ連
 行セリトモ趣九ニヨリ離礁ト言ハス此中至ニ難由ニ
 在リ取調ヲ受ケタル旨電致ニテ回答シ置キナリ

公 信 案

外 務 省

F-0124

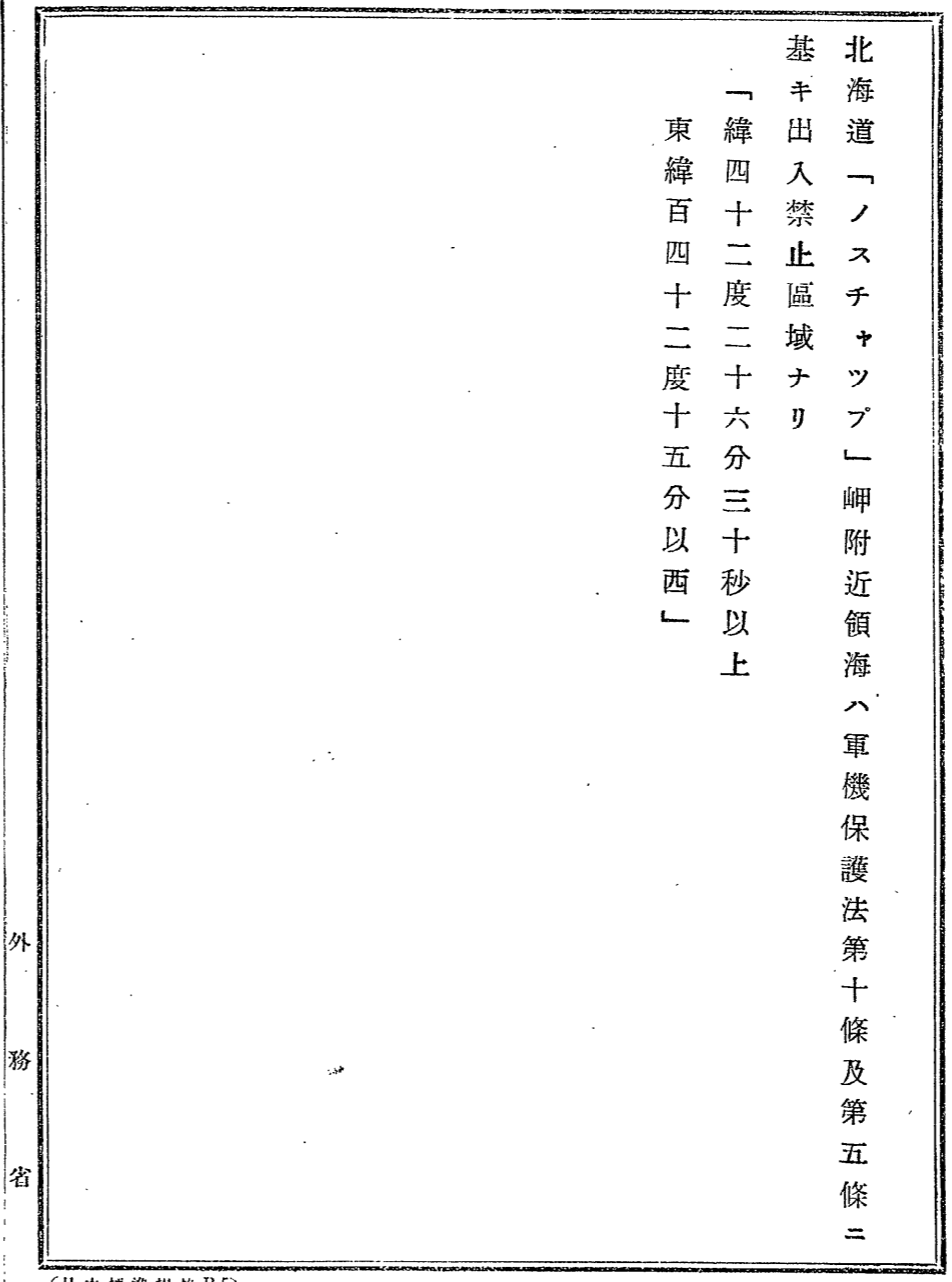




F-0124



北海道「ノスチャップ」岬附近領海ハ軍機保護法第十條及第五條ニ
 基キ出入禁止區域ナリ
 「緯四十二度二十六分三十秒以上
 東緯百四十二度十五分以西」



(日本標準規格B5)

外務省

東亞局第一課

秘電報

七師參情第三八號

總務部長宛

六、一、後四三、一〇〇著

第七師團參謀長

五月三十日夜濃霧ノ為「ノサップ」燈臺
 沖ニ「蘇國」貨物船一坐礁シ三十一日朝四
 時發見取調ノ為午後一時三十分港内ニ
 引入レ檢束中

(終)

F-0124



高

内務省

北海道外務課長若電報訳之付
外務課長宛

ソ羅航船生礎之干云々

一 既報船由港之柳五中ノソ羅航

船之付シ一日午前十時臨船船内

已裁判断檢多指探ノ下ニ船内

日本標準規格 B5

内務省

船内檢索ノ實施ニ 高直橋、

合船板 艦銃、航海日誌其ノ他ノ

物等ヲ檢査、午飯後船内ノ

檢査ノ際ニ船長ハ之ヲ拒否セル

ニ一果遂に手ノ立會セシメ、強

制力ヲ以テ執行セルが別ニ紛議

ヲ醸成ス

日本標準規格 B5

F-0124



内務省

三、取調ノ必要ナル者ハ勤務中ナ
 リレニ若シテハ、船長ニ、兼
 電務師一、事務長一、及船長ヲ
 兼務者ニ曰ク下
 四、食料トモトモ、燃料トモトモ八十
 七、淡水及飲料水一八二リヲ担
 二、積荷トク、且ツ船所機周

日本標準規格 B5

内務省

五、船名 第一レフリジエラートル号
 一、四〇〇七
 船長 ウラジミル ステパノウイチ、フイコフスキー
 船員ト船士一七名
 下級二十四名 (内女六名)
 乗御者 二十一名

日本標準規格 B5

F-0124



内務省

尚年虫船ハ浦波ニ駐籍ヲ有ス
 予ニシテ輕東冷海漁業トラスト
 ニ唐人冷海船ニシテ既報ノ
 船名及數ハ詳ナリ
 二尚年ノ氣力多ク之ヲ就テハ關係
 方面ニ照會中
 尚年坐礁ノ事實ニ就テハ目下

日本標準規格 B5

内務省

取調申ニテ未分判明セズ
 七本務部ノ事ナリテハ雅由海署電
 隊長、旭川憲兵隊ト連絡済
 八、今年迄ニ駐區船ノ駐留
 事ナリテ新聞ニテ報知セムカ事
 務ノ由矣御知ラセテ、尚年
 坐礁ニ関シ、獲釋ナリテ、初取

日本標準規格 B5

F-0124



極秘

第一課長

陸軍

蘇冷凍船ニ関スル軍事情報抜萃(五月八日迄)

一 停船ノ日時場所

昭和十三年五月三十一日午前四時
北海道宗谷郡稚内町古字千力ノ沿岸沖合約五百間(ノシヤ
ノ燈台ノ南約二料)

二 船舶及乗組員

船名 極東冷凍漁業「トラスト」

船籍 浦塩

船名 第一シツリジエートル号

船種 冷凍船(白色塗鋼鉄製 テーセルエンガン)

屯数 一四〇名

船長 ヲラヂミル スラバノウイチ、ブイコフスキー(五三二年)

船員 上級九名 下級二四名(内女三名)

極秘
蘇冷凍船ニ関スル軍事情報抜萃
昭和十三年五月三十一日午前四時

漁史 二二名

陸軍

三 容疑事項

一 乗組員中ニ軍人ニアラスヤト判断セラルモノ(名アリ)

二 本邦領海内停船中ニ船旗ヲ掲ケス我官憲ノ追跡ヲ容
見スルヤ狼狽船旗(赤旗)ヲ掲揚スルト共ニ自力ニテ離礁シ
錨鎖ヲ切断シ北航ヲ企テタイ

三 潮流ニ流サレタリト稱シアルニ同船ノ航路ハ潮流ト正反對ナリ

四 押収セル能海日誌ニ五月三十一日午前零時頃ヲ同日時迄
ノ間約四回ニ亘リ水深ヲ計リタルニ記載シアリ

五 押収セル海圖中ニ當時使用中ノモノアリ、該圖ニ有力
ナル証據トスルニ足ル記号ヲ附シアリ

六 坐礁前後何等ノ處置ヲナレラス、又臨檢ノ際逃艦ヲ
企テ免点ヲ見ル時不可能拒力ニ因ルモノト認メ難ク軍
機保護法違反ト認メラル

秘報

蘇冷凍船二隻の軍側情報抜萃(五月八日迄)

昭和十三年五月二十六日午前四時

北海道宗谷郡稚内町の千力ノ沿岸沖合約五百間(シヤ
ノ燈台より南約二軒)

船舶及乗組員

今後訂正の要ある點ナキヲ保セサルモ取
敵エスナク爲送付はる限
尚取扱ニ御注意願上候

五月八日
早川中佐

陸軍第一課中

イコフスキー(百三十一号)
セルエンヤン
ルカ名)

第一課長

陸軍

漁史 二二名

容疑事項

1. 乗組員中ニ軍人ニアラスヤト判断セラルルモノ一名アリ
2. 本邦領海内停船中ニ船旗ヲ掲ケス我官憲ノ追跡ヲ察見スルヤ狼狽船旗(赤旗)ヲ掲揚スルト共ニ自力ニテ離礁シ錨鎖ヲ切断シ非航ヲ企テズ
3. 潮流ニ流サレタリト稱シアルニ同船ノ航路ハ潮流ト正反對ナリ
4. 押収セル船海日誌ニ五月三十一日午前零時頃ヨリ同回時迄ノ間約四回ニ亘リ水深ヲ計リタリト記載シアリ
5. 押収セル海圖中ニ當時使用中ノモノアリ該圖ニ有力ナル証據トスルニ足ル記号ヲ附シアリ
6. 坐礁前後何等ノ處置ヲナレラス又臨檢ノ際逃航ヲ企テタル點ヲ見ル時不可能抵抗力ニ因ルモノト認メ難ク軍機保護法違反ト認メラル

陸軍

F-0124

秘

寫

四、其他参考事項

- 1. 船長ハ五月三十日稚内警務署、留置以來絶食し訊問取調等ニ対し應答セス。
- 2. 本船ハ浦塩ヲ基点トシ泊海州、北樺太、勘察加方面等ヲ数年ニ亘リ巡航シアリ。
- 3. 取調ノ為ル後概ネ二十日間ヲ要スル見込。

陸軍

歐亞局長

第一課長

電報

六月七日發

陸軍

参考

軍機保護法

- 0 第三條、軍令ニ秘密ヲ探知シ又ハ收集シタル者ノ處罰、六月廿一ノ法律
- 0 第十四條、

外回船船禁止區域に入
船長... 以下、船長又司令
情状... 船長没収

陸軍第二師團長 長

不二十日間ヲ要ス	予、臨檢ノ折	因ルモノトシ認メ	實ニミテ且其ノ二
----------	--------	----------	----------

F-0124



三、四五一號

十三年六月十日

北海道廳長官 石 黒 英 彦

末次信成殿
 宇垣一四殿
 板垣征四郎殿
 米内光政殿
 野村胡堂殿
 有馬頼寧殿
 永井兼太殿
 松井龍典殿
 府縣長官殿
 要港部長殿
 海軍省長殿

船軍機保護法違反被疑事件ニ
 (第一報)

ソヴェート社会主義共和国联邦
 所有浦塩斯德市極東冷凍業トラスト所属
 貨物冷凍船

オレフリエンタートル船 一、四七七吨
 船長 ソ联邦人

アイコンスキー、ウラケミル、ステパノウイノナ
 書三十一ニ

右船舶ハ昭和十三年五月三十一日午前五時三十分
 頃管下宗谷郡稚内町野寒布燈台一西南方仁王泊沖
 合距岸約六百間ノ領海内ニ侵入セルヲ今日午前七時
 二十分部民ヨリ所轄稚内警察署ニ届告アリタルカ同
 方面ハ軍機保護法第十四条ニ依リ外國船舶ノ發

昭和十三年六月十日



F-0124



入ヲ禁止セル区域ニシテ同法違反ノ嫌疑濃厚ナル
 ノニナラス時局ニ鑑ミ國情偵知ノ容疑アリタルヲ
 以テ各関係官廳ト連絡ノ上査察官ヲ現場ニ派遣シ
 タル処令船ハ最初軽度ノ坐礁ナリト趣ナルモ自
 カニ依リ高礁ニ其ノ間帝國官憲ニ対シ何等ノ手
 續ヲナサス而モ派遣査察官ノ便乗船ヲ認ムルヤ逃
 航ヲ企テ停船命令ヲ發シタルモ之ニ服セサルヲ以
 テ追跡ノ上現行犯トシテ逮捕セルカ取調ノ必要上
 本船ハ今日稚内港ニ曳航抑留スルト共ニ船長ヲ稚
 内警察署ニ留置シ旭川地方裁判所検事局湯沢
 次席検事主体トナリ嚴重取調執行中ニシテ状況左
 記ノ通ニ有之

右及申(通)報候也

目次 記

一 本船ノ状況

- (一) 船名、船種、船籍等
- (二) 建造ノ内容
- (三) 容積
- (四) 船長ノ住所氏名
- (五) 乗組員
- (六) 船客
- (七) 積荷
- (八) 食料ノ状況

- 3. 船体ノ形式 横断式
- 4. 甲板上ノ構造 三層
- 5. 船尾型 凹型
- 6. 船材 鋼鉄
- 7. マストノ数 一
- 8. 機 梁 四気筒
- 9. 馬 力 七五〇
- 10. 機 関 シューボク式一個
- 11. ハラストタンクノ数 五
- 12. 全上タンクノ容積 二九五吨

(三) 容積

- 1. 最大容積 四〇三九、二七五立方米、四二七吨三〇
- 2. 控除容積 二〇五七、八〇〇
- 3. 純容積 一九八一、四七〇
- 4. 船長ノ住所氏名 七〇〇、一六

浦塩斯徳市 マニニールスキ― 船 二十八番地
 ソ朕邦人

アイコンスキー
 ステハノ
 タイチ

西曆一九〇七年七月二十八日生

(五) 乗組員五六名

内 譯 上級 十名 (内 女 六名)
 下級 四名
 船中 二名
 内 各 別 係 通 リ

(六) 船客ナシ

(七) 積荷 生魚 二十四吨



ハ 食料ノ状況

本船検査當時食糧十五日分燃料重油八〇噸
缶水及飲料水一八〇噸ヲ所有マリ

ニ 航行目的

五月二十八日二十時五十五分北樺太西海岸ホロウイ
ニカシ安港北樺太東海岸「ピリツシ」ニ鰯ノ冷凍積
取りノ為メ航行ノ途中ニアリ

三 故障ノ有無

- 一、機関ニ故障ナシ
- 二、船尾ノワイマ巻揚機（キマピスタン）脱落シ居リ
- 三、機票部下船底ニセメント約三百斤ヲ修理履水ヲ防
キタル生鏽痕アリ

ニ 事件ノ發端及於港状況

稚内町大字チカツプ

漁業 保坂政之助

書四十四年

右者昭和十三年五月三十一日午前六時三十分頃宗
谷郡稚内町野寒布所在稚内燈台ヨリ約一哩
沖合ニ約九百噸位ノソ聯邦船ト認ムル外國貨物
船一隻坐礁シ目下自力ヲ以テ離礁作業ヲナシ居
ルヲ發見シ今日午前七時三十分頃前記稚内燈台
ヨリ通シテ稚内港警署ニ届出アリタルカ、稚内港
警署長以下十四名、警察官ヲ現場ニ向ケ發効機

船三隻ニ分乗シ今日午前八時四十分稚内港出帆
今九時三十五分合港ヨリ西北約三哩余距リタル
稚内町字仁王泊沖合六々。米ノ現場ニ到着
セル処當時該船ハ輕度ノ生礁中ト認メラレ
船員総動員ニテ生礁作業中ニアリシカ我々官
憲ノ接近セルヲ感シ俄ニ船尾ニ「ソ」聯邦船旗ヲ
掲揚シ更ニ約三十間ノ距離ニ接近シタル際ハ該船
ハ生礁シ「ア」カ「カ」巻揚ケ「ソ」ナスト共ニ投錨中ノ補
助錨ノ「ワイヤ」ヲ切斷錨ヲ投棄シタル俟沖合ニ進
航ヲ開始セルヲ以テ直ニ停船ヲ命シタルニ之ニ服
セス其ノ俟西北方ニ船首ヲ転回シテ進航セシトナ
シタルヲ以テ約五百間距離ノ上停船セシメ發動
機船分乗シ警憲官相前後ニテ該船ニ飛乗リ船
長ヲ取調ヘタルニ本船ハ生臭冷凍積取ノ目的ニテ
本日ニ十八日北樺太西海岸「アレクサンドロフスク」
ヲ出帆合東海岸「ピリトゥン」ニ向ケ航リ途中濃霧
ノ為針路ヲ誤リ生礁セル旨陳述セルモ本船ハ
濃霧ニ遭ヒ生礁ニ至ル迄本船ノ位置ヲ確認スベキ何
等ノ方法ヲ執リタル形跡ナキニナラス五哩ノ餘航
ヲ以テ測深シツ、陸岸ニ進航シ稚内町字仁王泊沖
合距岸約六百間ノ地矣ニ侵入シ生礁後何等ノ手
續ヲナサス且ツ日本官憲ノ停船命令ニ服セズ出
港セル行動等ヨリ皇之軍機保護法第十四条ノ違反
ト認メ高並航ノ虞アルヲ以テ現行犯トシテ逮捕シ

午前十時本船ヲ稚内港ニ曳船スルト共ニ船長グイコフ
スキーウラカミル、ステパノウイチヲ稚内警察署ニ留置
セリ、

三、捜査ノ状況

(一) 捜査

事件発生ト同時ニ稚内警察署長ヲシテ所轄検事
指揮ノ下ニ捜査ニ着手シ船体ノ押留船長ノ留置
証物品ノ押収ヲ爲スト共ニ関係官廳ト連絡シテ所
ニ於テハ外事課員ニ名ヲ現地ニ急派シ六月一日午
前七時ヨリ稚内警察署ニ於テ稚内区裁判所検事
合並線隊長(海軍)旭川憲兵分隊員稚内警
察署長及外事課員相寄捜査方針ニ妥シ協議
シ遂ケ不蔽取船内検索ヲ行フニ決シ前夜留置セル
船長ニ対シ検索ニ立会フベキ旨ヲ告ケタル如船長ハ
船内ノ検索並ニ立会ニ就テハ頑トシテ之レヲ峻拒
セルヲ以テ船長不在ナル場合ハ船員立会ノ下ニ検
索ヲ行フベキ旨ヲ告ケタル如止ムヲ得サルヘシト答
ヘ検索ヲ了シタル上取調ノ必要上生礁考時勤務
中ノ二等運転士一、舵夫二、無線技士一事務
員ト縮スル者一名ヲ同行シ豫テ同行中ノ船長ヲ加
ヘ六名ニ対シ取調ヲ開始セルヲ船長ハ濃霧ノ為針
路ヲ誤リ礁ニリト主舵スルニ當時ノ天候及海上ノ
状況等ヲ綜合シ適及嫌疑濃厚ニシテ引續キ取調
中ナル夕六日十時午後十一時五十分主任検事タル旭



川地方裁判所検事与湯澤検事ハ推内区裁判
 所判事ニ付シ刑事訴訟法第百五十五条ニ依リ起
 訴前ノ強制処分トシテ船長、パイコフスキーノ勾
 留処分ヲ請求セリ

(三) 押収搜索

前記協議ニ参加シタル者及推内警察署員十七
 名外事課林警部中川通譯計二十六名ニテ六月
 一日午前十時本船ニ依リ一等運転士ニ命シ汽室
 部員三名ヲ除キ乗組員全部ヲ「サロン」ニ集合
 セシメ身体檢索ヲ行ヒタル上嚴重ナル監視ヲ附
 シ置キ船内ノ檢索ヲ行ヒタル結果写真機三台
 シ發見シタルモ帝國領土ヲ撮影シタル形跡ナク
 他ニ外謀的容疑物件ヲ發見スルニ至ラサルモ事件
 搜查遂行上ノ必要アル左記物件ヲ押収シ午後
 四時三十分終了セリ

- 一 船員名簿 一
- 一 國籍証書 一
- 一 船艙証書 一
- 一 吨数証書 一
- 一 無線受信紙 一
- 一 海 図 一三二
- 一 船舶方位測定表 一
- 一 航海日誌 一
- 一 航海日誌卷 一



一 概 覧 日 誌	一
一 通 電 日 誌	一
一 通 電 發 信 控	六
一 寫 真 機	三
一 乾 板	一六二
一 攝 鏡	一
一 空 ケ ー ス	七
一 レ ー ー バ ー	一
一 キ ー	一
一 送 話 機	一

四 本 船 航 行 ノ 全 過

本船ノ北樺太東海岸「ピリト」ノ澳港ヨリ生真冷
 凍積取ノ目的ニテ五月二十八日午後九時五十五分全西
 海岸「ホロウ」ニカ「港」ヲ出帆速度七、八節ニテ進
 航シ今日午後十一時方向ヲニ、五度ニ探リ間宮海峡
 ヲ樺太西海岸ニ添ヒテ南下シ翌二十九日午前一時針路
 ヲニ、一度半ニ変更シ更ニ今日午後十時北緯四十
 八度五十分東経百四十一度二十分ノ地負ニテ針路
 百九十八度ニ變ハ大体東経百四十一度付近ヲ一路
 南下セルカ高時ノ速度七節ノ後ニ八節ニ増ハ天候
 ハ南風々力一乃至ニニシテ海上穩方ナルモ多少ノ霧アリ
 リ五月三十日午前八時北緯四十七度五十分東経百
 四十一度九分針路ハ依然百九十度速度八節ニ三分
 合日正午八北緯四十七度十七分東経百四十一度ニ

分進路ヲ百九十八度速度入前時相當濃務アリ
今日午後三時北緯四十六度四十四分東經百四十一
度進路ハ依然百九十度速度ニ前濃務アリ
今日午後九時三十五分概々本船ノ位置ヲ北緯四十
六度七分東經百四十一度ト測定シ百三十度半ニ
転針シ濃霧ノ為汽笛ヲ發シツ、進行ヲ緩ケシ
ルニ翌三十一日午前四時測程器示度三三八度五機
関シ停止シ「トムソン」式「ソト」ヲ投シ水深シ測リ
タル後（ハハ米）午前四時十分霧稀薄トナリ午前
四時三十五分船首前方ノ視野監視ス（ヤモ）ヲ
配及シ時々汽笛ヲ發シツ、前進セルニ午前四時
四十八分本船稚内町字仁王泊沖合陸岸ヨリ約
六百間ノ本邦領海ニ侵入由礎シ納々右舷ニ傾針
シ時々波浪ノ為メ海底ニ突キ高ルコトアリ左舷ニ野
寒布岬燈台ヲ認メ午前五時全速ヲ後退ヲ開始セ
ルモ效果ナク午前五時十五分ヨリ「ホート」ヲ降シ錨
ニ筒ヲ後方海中ニ投シテ高礎準備作業ヲナシ午
前四時四十八分前ニ全速ヲ後退セルニ午前十時漸
次後退ヲ開始シ今十時三十分高礎ニ高礎ニ際シ使
用セル船尾ノ錨一ヶハ巻揚機切斷セルヲ以テロープ
諸共海中ニ投棄シタル俟 出航ヲ企テタルモノナリ

五、領海侵入ノ状況

本船ハ五月二十八日午後九時五十五分北緯太西海岸
「ホロウイニカ」出帆今東海岸「ピリトウ」ニ向ヒ



タルが去帆後進路八一。一度ニ速度大体順調ニ七、八節
 ニテ南下航行シ五月三十日午後九時迄ニ速度測定器ニ
 依リ計算スルニ合計ニ九三哩ヲ航海シ北緯四十六度
 七分東経百四十一度ノ地ニアルモト思惟シ針路ヲ
 百三十度半ニ変更シ宗谷海峡ニ向ヒタルカ船長ハ之ノ
 針路ハ相違ナキヤ否ヤ多クノ不安アリタルヲ以テ五月
 三十日午後十一時ヨリ船橋勤務ニ等運輸士ニ水深
 測定ヲ確メシメタルニ

五月三十一日午前〇時十分 一三〇米

午前〇時四十分 一三五米

午前一時二十分 一四〇米

午前二時二十分 一三五米

午前三時 一一〇米

トノ状況ニシテ之ヲ梅田ニ照合スルニ宗谷海峡ノ中間ニ
 向フ百三十度半ノ針路ニ符合セズ本船ハ三十一日午後九
 時北緯四十六度東経百四十一度付近ノ地ニ至テ百三十度
 半ノ針路ニ変更シ捜索布陣附近ニ向ケ進航シ居ル
 旨ノ報告ヲ文ケ速度五ノ節前後ノ「スロー」ニテ進航シ
 ツ、續リ更ニ午前四時水深ヲ測定セル処八八米ナリ
 シヲ以テ海図ト照合スルニ東経百四十度半ヨリ一三〇度
 半ノ線ニ添ヒタル針路（宗谷海峡ノ中間）ニモ大体
 ニ相違スル地ニアリ尚ニ針路ノ確信ヲ失ヒ更ニ
 次ノ水深測定ノ結果ヲ待ツコト、シ船首ニ水夫一
 名ヲ見込ノおメ既至シ其ノ終續航シタルニ午前四時

四十八分本邦稚内町字仁王泊陸岸ヨリ最短距離七
七。米、仲合稚内燈台南西一九二。米東至一四一
三七分五四北緯四五度五分五。ニ侵入生礁セル
モノニシテ其ノ間五月二十九日午後十一時頃ヨリ
ノ薄霧ハ漸次濃厚トナリ今日三十日午ニ至リテ視
透三十米ノ濃霧トナリ今日三十一日午前三時三
十分頃船長ハ本邦陸岸ハ見ハサルモ陸岸布岬附
近陸岸ニ向ツテ航行シ居ル事實ヲ認識シ居リ乍
ラ無線等ニヨル位置ノ決定ヲ為サルノコトヲス領
海侵入後何等手續キヲナサズ日本官憲ノ便乗セル
船ヲ認ムルヤ逃航セントシタルモノナリ
而シテ船長ハ最初官憲ノ訊問ニ應セサリシヲ以テ生礁
當時勤務セルニ等運転士ヲ取調ヘタルニ本船ハ五
月二十八日午後九時五十五分亞港ヲ發シ南下セルト
コロ二十九日午後四時三十分頃樺太陸岸ヲ見タ
ルモ漸次濃霧トナリ全く見遠ヲ失シタルカ三十一日
午後九時宗谷海峡ノ中央ヲ通過スル自信ヲ以テ航行
セルトコロ三十一日午前四時四十八分遂ニ生礁マリト
稱シ濃霧ノ為メ針路ヲ誤リタルカ如ク抗弁セルカ
言語曖昧ノ實アリ殊ニ一等運転士ハ三十一日午前四時
(日本時間午前三時)ニ等運転士ト交代引継ニ際シ
本船ハ公認ノ方向ヲ以テ進行スル場合ハ北海道ノ
サッポロ岬ニ到達スルマキコトヲ注意報告シ至キタル
旨自供シ居リ然レニ船長ハ之ニ應セサル為メ生礁シ

タルモノニシテ船長ハ日本領海内ニ侵入スルコトヲ豫知シ
居リタル状況ヲ認めラル

(現場畧図別添)

六 函館領事ノ動靜

六月一日午後三時函館領事ハパウルイキエフハ毒ニ
外事課員ニ付シ、新聞ニテ承知セル船内捲柳留
ソ聯邦船ニ付スル内容知悉致度尚生確シタル模様
ナルニ付取調ニ當リ、即チ考慮ヲ乞フレ、昔ノ電話アリ
タルカホ来不書柳留ノ如ク誤認シ東京大使館ト
暗電連絡ヲ爲シ一方報復的奸策トシテ北洋出漁
期ニ當面セルヲ奇貨トシ換場昇係ノ査証及沈船
ニ係ル兎角ノ理由ノ下ニ糸得ヲ欠クニ至リ表面辯

観ヲ装フモノソ、聯邦船舶ニ自國民ノ救護ハ査証
ヨリ重要案件ナルヲ以テ救護ノ完全ヲ期セサル限り
査証ヲ爲シ居ル余裕ナレトシ暗ニ事件解決ト査証
事務ヲ条件ニ牽制的態度ヲ持シツ、アリタルカ六月
九日領事ハ中村通訳ヲ隨ヘ午後一時二十分函館港
引車ニテ船内ニ赴キ翌十日午前十時船内警憲署ニ
出頭シ令署長ニ付シ

- 一 本事件ハ如何ナル性質ノモノナルヤ
- 二 船舶ノ処置ハ如何
- 三 事件ノ処理ハ何時迄必要スルヤ
- 四 船長ニ面会ヲ許サレタシ
- 五 船舶ヲ訪問シ度キニ付許可セラレタシ

トノ申出アリ之シニ対シ内相(貴官)ヨリノ電話指示ニ依リ稚内地方ハ小樽領事館ノ管轄(目下閉鎖中)下ニシテ函館領事館ハ管轄外ナルヲ以テ交渉ニ應ズヘキ限リニ非サルモ貴下ヲ個人トシテ答フハト前掲シ

①軍機保護法ヲ十四条違反ノ嫌疑アリ

②船舶六法ノ命令スルトコロニ依リ差押中

③検査ノ指揮ニ依リ取調継続中ナルヲ稚内支署長ハ事件ノ終結ニ付キ権限ヲ有セサルヲ以テ不明

④及五項ハ検査ノ権限ナリ

ト答ヘタルトコロ領事ハ検査ニ面会シ度キニ付取計ヒシト云フ旨外事課員林支那ニ申出テ同入

ノ案内ニテ午前十一時三十分稚内区裁検事局ニ至

リ市村検査ニ面会シ其意旨ニ於ケルト同様

ノ質問ヲナシタルニ対シ(一)及(二)ノ事項ハ並ニ答

ノ答ト同様(三)取調ニツイテハ最大ノ努力ヲ

拂ヒツアルモ終結ノ時期ハ豫想シ難シ(四)ニ

就テハ捜査ノ支障アルヲ以テ許可シ難キヲ答

ヘタルニ更ニ領事ヨリ一等運転士ニ面会ノ上

⑤食糧補給ノ問題

⑥船員ノ健康状態

⑦日本官憲ノ取調ヲ受クルニ至リタル理由ヲ訊シタキニ

付許可サレ度シトノ申出アリ之ニ対シ支署又ハ検

事局ニ於テハ面会スルハ尾支ナキモ(四)ノ質問ハ不可

F-0124

0124

ナリトセル如領事ハ然ラハ面合ノ必要ナク且ツ食糧補給其他船体船員ニ異ナル一切ノ救護取計ト難ク尚本件終結迄糧内ニ滞在スヘシト箱ニ辞去シタルカ大使殿ヨリノ指示モアリ六月十日夕刻ニ至リ遂ニ貴方ノ要求通り食糧ヲ供給スルコト、ナリ一等運輸士ニ付シテ者面連絡ヲ認メ其ノ都度族別送達ニ交渉纏リ煙草ハ領事個人ノ供給トシ食糧ハ六月十二日中ニ供給ヲ了セリ

(三)

F-0124



第一レフリ心エラートル船員名簿

国籍職名氏

名 生 年

備考

一 運	ワニエーウィチ、クラウヂイ、ニコラエウイチ	一九〇七年	
二 運	リトウインツェス、アナトリイ、ペトコウイチ	一九一〇	
三 運	ワイヤン、ヤコフ、ニコラエウイチ	一九〇四	
電機技士	ペルミノス、ウラカミル、ザハロウイチ	一九〇九	
會計	リユーハイ、アレクサンドル、ニキテイチ	一九〇三	
操縦士	イソートフ、セルゲイ、ニコラエウイチ	一九一三	
二、機	コバノフ、ワレリイ、ニコラエウイチ	一九一三	
三、機	コチリン、ヘドール、デイミトリエウイチ		
四、機	ラウロフ、アレクサンドル、イワノウイチ	一九一七	

大工	カカコフ、ウラカミル、セルゲイウイチ	一九〇五	
一等水夫	モーレン、ヤコフ、ステパノウイチ	一九一〇	
二 等	メテウエス、ウイクトル、アンドレウイチ	一九〇五	
三 等	ラザレフ、コンスタンチン、セルゲエウイチ	一九〇二	
油差	シチエゴロフ、ピョートル、イワノウイチ	一九一〇	
二 等	ナニル、アハナレイ、デイミトリエウイチ	一九〇七	
三 等	コレマーコフ、アレクサンドル、アレクセルホライチ		
油 差	ドミトリー、ヘドール、オスタノウイチ	一九一〇	
一 等	スタリコフ、アレクセイ、ゲラシモウイチ	一九一三	
油 差	リヤホフ、ゲオルギイ、ゲオルギエウイチ	一九一〇	
油差監督	ナウーメンコ、ヘドール、セルゲエウイチ	一九一五	
油差監督	イカナーテンコ、カナイイ、パツロウイチ	一九一六	

(天)

F-0124



啓生堂	チヨールネニコ、カカリイ、トラヒモイナ	一九二一	〃
三等油差	ガマスチヤン、カカリイ、アヒサドルウイナ	一九二二	〃
料理人	サリコフ、エカチナ、ウラガミロウナ	一八八六	女
炊事婦	ルイバク、ベラキヤ、マコウレウナ	一九二二	女
パン焼	アゲエマ、アヒナ、ミハイロウナ	〃	女
掃除婦	ロマンワ、アヒナ、イワノウナ	一九一四	女
食料系	マチユーニ、ワシリイ、エヒモウイナ	一八九六	〃
給仕	ゴロバケユク、オリガ、イワノウナ	一九〇四	女
一等油差	イワシチユク、ケモヘイ、イワノウイナ	一九一〇	〃
水天長	スレアイトフ、ニコライ、ワシエウイナ	一九〇〇	〃
二等水夫	アヒロシモノ、ピョトル、イワノウイナ	一九二二	〃
掃除婦	シチエラ、エウトキヤ、クズミナ	一九一〇	女

(E)

F-0124

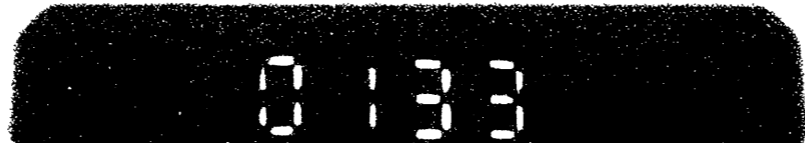
0132

船内仲仕名簿 (三十二名)

国籍	職名	氏名	生年	備考
〃	船内仲仕	ワシリアニコ、マニヨコ、アトレイウイチ	一九〇九	
〃		サオキヤン、ミハイル、イワノウイチ	一九一一	
〃		ベニク、ピョートル、アレクセウイチ	〃	
〃		モウエリスギ、イワン、ロマノウイチ	一九一〇	
〃		セレアロフ、アレクサントル、ガオルエウイチ	一九一一	
〃		スレサレンコ、ニコライ、グリゴリエウイチ	一九一九	
〃		クニコレス、アレクセイ、アレクサントロウイチ	一九一四	
〃		クニマゼフ、プロコフイ、コズミチ	一九〇二	
〃		シネイデル、マルチン、カウイトウイチ	一九一三	
〃		アレクサントロフ、イワン、マコウレウイチ	一九一一	
〃		ルクマノフ、アレクサントル、マトウエエウイチ	一八九八	
〃		ホドロフ、ワレリイ、イワノウイチ	一九一三	
〃		ズロズ、アウラム、セヨウウイチ	一九一〇	
〃		フリレンコ、ミハイル、デイヤノウイチ	一九一三	
〃		カザコフ、クリコリイ、ルギヤノウイチ	一九一〇	
〃		ミハイロフ、イワン、アレクサントロウイチ	〃	
〃		ペトロフ、デミトリイ、アマシエウイチ	一九一五	
〃		シヤムロイラウレンケイ、デイトリエウイチ	一九一三	
〃		コフチニコ、ワレリイ、グリゴリエウイチ	不詳	
〃		タバコフ、イワン、ニコラエウイチ	一九一七	
〃		ペトロフ、エゴル、ヘドロウイチ	一九一五	
〃		クレコフ、イワン、ワレリエウイチ	一九〇七	

(5)

F-0124



ル軍機保護法違反被疑事件ハ捜査取調ノ結果事犯ノ成立明瞭トナリ起訴前ノ強制処分ニ依リ船長「ブイコフスキー」ノ勾留セラレタル状況並本件ニ対スル正館駐在ソ聯邦領事「パウルイチエフ」ノ動靜等既報ノ如シ其ノ後事件ハ起訴公判ニ附セラレ及本件ノ爲ソ聯邦大使館ヨリ書記官「ロード」來道セルカ之レガ動靜等左記ノ通ニ有之
(内相閣下ニハ其ノ都度電報齊)
右及申(通)報候也

記

一公判ノ請求

被疑者船長「ブイコフスキー」ハ稚内区裁判所浪邊判事ノ令状ニ依リ稚内警察署留置場ニ勾留取調中ノ旨既報ノ如シ本件ハ本月二十一日夜稚内区検事局市村検事ノ手ニ依リ稚内区裁判所ノ公判ニ附セラレタリ公判請求書別添第一號ノ通

而シテ其ノ後公判ハ本月二十八日午前九時ヨリ全区裁判所ニ於テ開廷スルコトニ決定セラレタリ

ニ大使館書記官ノ來道及今人並函館ハ領事ノ動靜

本事件發生スルヤ本月十日函館駐在領事、パ
ウルイ子エフ、ハ現地稚内町ニ赴キ事件ノ真相
調査船長トノ面接本船ノ訪問等百方奔走セル
カ目的ヲ達スルヲ得ヌ、本月十六日帰函セル
旨既報、又本月二十一日午後零時五十分函
館入港ノ青函連絡船ニテ別途既報ノ通

駐日ソ聯邦大使館

書記官 ポリス、ウラジミロウイナ、ロドフ

當三十七年

ハ本事件ノ調査並対策ノ為來道シ直ニ函館
市船見町一ニ五函館ソ聯邦領事館ニ入り領事
「パウルイ子エフ」ト打合ノ上同領事ヲ同伴翌

(C)

二十二日午前七時四十四分着列車ニテ來札
市内グラウンド、ホテルニ投宿シ關係方面ヲ
屢訪シ事件対策ニ奔走セリ
即チ先ツ第一ニ本月二十一日當職ニ対シ面
會ノ申込ミアリタルガ用務ノ都合上面接ノ
機會ナク、翌二十三日午後二時五十分當廳ヲ
來訪セルヲ以テ面接セル也
① 稚内ノ船ノ事件ハ如何様ニナツテ居ルカ
② 船長ニ面會シタイカラ許可シテ呉レ
等要請セルカ事件ハ既ニ檢事ノ手元ニマリ当
職ニハ何等ノ权限ナキヲ以テ檢事長ニ懇

願スルヲ可トスル旨ヲ回答セルニ僅カニ十五
分間ニテ退廳シ

同日午後三時五十分札幌控訴院検事局
ヲ訪問セルガ検事長ハ病氣ノ爲ハ院中又
熊谷上席検事不在ノ爲、芦田検事ト約四
十分間ニ互リ面接シ

翌ニ十四日午後三時五分西ヒ合検事局
ヲ
訪問熊谷上席検事ト約一時間ニ互リ会見
シ

翌ニ十五日午前十時五十分三度同検事
局ヲ訪問シ偶々出札中ノ旭川地方裁判所
谷津検事正ト約一時間ニ互リ面談シ

(1) 船ヲ抑留セルハ何故ナリヤ速ニ船ヲ出港セル
メヲレタシ

(2) 事件ノ内容如何

(3) 船長及船員トノ面談ヲ許可セラレタシ

(4) 事件記録ヲ閲覧セシメヲレタシ

等各懇請ノ上折衝セルヲ谷津検事正トノ会谈
内容ハ(別添第一ニ郵ノ通)何レモ満足ナル回
答ヲ得ス、西名ハ同日午後四時五十分發列
車ニテ悲憤ノ面持ニテ退札一應帰函セリ
而シテ其ノ間、ロードフ、大使館書記官ハ本日
二十四日午後五時東京大使館、スメターニシ

代理大使ト電話ヲ以テ(別添第三號ノ如キ)并
合セヨ為シタルカ右内容ニ依ル弁護士ノ派
遣ニ付テハ特ニ注意中ナリ

三、船員ノ食糧補給及健康等

船体ハ引續キ稚内港ニ繫留監視中ニテ是カ船
員ニ付スル食糧ハ概穀ノ通函館ハ領事ノ依頼ニ
依リ「稚内町北浜通株式会社寺江商店」
ニテ所要ニ應ジ補給スルコト、ナリ居リタル
必其ノ後一等運載士ノ請求ニ依リ本月ニ十一
日麥粉、白米、砂糖、紅茶、玉葱、牛肉等約
五日分ノ食料ヲ更ニ本月ニ十六日司庫五日分
ノ食糧ヲ天々補給シ

更ニ東組員大エ、カガコフ、ウラジミル、セル
ケイウイチ、當三十四年ハ本月十七日未左
手指自然ニ化濃シ苦痛ヲ訴ヘタルヲ以テ
稚内警察署囑託ノ医師ヲシテ診断セシメ
切開手術ヲ加ヘタルニ其ノ後全週良好ニテ
尚引續キ治療中ニアリ船員ノ必遇ニ関シテ
ハ遺憾ナキヲ期シツ、アリ

以上

寫稚内、函館、函水、木古内、福山、
根室各警察署長

別添 第一號

公判請求書

左記被告事件ニ付公判請求候也

昭和十三年六月二十一日

稚内検事局

検事 市 村 英 治

稚内区裁判所判事渡邊秀平殿

軍機保護法違反(拘留)

被告人ウラヂミル、ステパノウイチ、バイコンスキー、

公訴事實

被告人ハ、ソグイェト、社会主義共和国管冷凍漢業
組合配属冷凍船「第一」フリジエラートル」號(

(カ)

總噸數一、四二七噸)ノ船長ナル多昭和三十二年五月
二十八日乗組員三十四名船内勞働者二十一名ト
共ニ合船乗組助宗鱈積取ノ為北樺太西海岸
「ポロウイニカ」ヲ解纜シ北樺太東海岸「ピリ
トン」ニ向ヒ航行中今月三十一日拂曉當時視界
三哩ニ止ル濃霧ナリシカ本船ハ既定航路タル
宗谷海峡ノ中央航路ヲ距レ遙ニ南下シ居リ其
終續航スルトキハ北海道宗谷郡野寒布陸地
ニ迎接スルコトアルヘキヲ豫見シ旨ヲ針路
ヲ定ムルベキ何等適切ノ方途ヲ構ヒス事實
接近ノ上ハ其ノ針路ヲ轉換スレハ可ナリトシ

F-0124

0140

陸地近接發見ノ為水天ヲ見張トナシ船首ニ
立夕シメ之カ進航ヲ續ケ今日午前四時過キ
頃陸軍大臣ノ許可ヲ受ケスシテ軍事上ノ
秘密保護ノ為外國船舶ノ出入ヲ禁止セラ
レタル北海道宗谷郡稚内町仁王泊地先一料
ノ点タル三哩以内ノ日本領海(軍艦保護法
施行規則第十條第五條第一項第三號マ
ハ號)ニ侵入シ暗礁莫在ノ危險航路ナリシ
為遂ニ合船ヲ坐礁スルニ至ラシメタルモノナリ

(9)

F-0124

0141

別添第二號

谷津検事正ロード書記官會談要旨

問 何ノ為ニ船ヲ扣留シタカ、速ニ釈放セ、何ノ手續デ
扣留シタカ、

答 回答ノ限ニアラス

問 船長、船員ト面会シタシ

答 旅生の問題取調ノ必要上面会ハ遠慮シテ
貰ヒタイ遠カラス解決スルカラ其レ迄待
タレタイ

問 何日位カ、ルカ

答 五、六日ハ要スルト思フ

問 旅生の問題トハ如何

答 捜査中ニツキ言明シ兼ル

問 本事件ノ記録ヲ一覽サセテ貰ヒタイ

答 出来ナイ

問 自分ハ大使ノ代理トシテ事件ノ内容ヲ知ル
権利アリ

答 公判テモシテ見ナケレハソレハ出来ナイ

問 裁判ハ何日カ

答 目下ノトコロ不明ナリ

問 熊谷検事ト面会ノ結果期待シテ来タカ誠意
ナク不満ニ思フ

今日ノ会見ノ結果ハ拒絶ト認メル

自分ハ大使ニ此ノ旨速報スル

答 拒絶ミタ意味テハナイ、五、六日スレハ希望ニ添フ様ニナルカモシナイ、絶対拒絶トイフ意味デハナイデハナイカ

向 イヤ自分ハ絶対拒絶ト思フ、抑留セル法ノ根拠ヲ示セ

答 刑事訴訟法ヲ見レハ判ルテナイカ

向 自分ハ日本ノ法律ハ知ラナイカラソレテ法律

カナイト言ハレ、ハ其レ迄テナイカ

モウ才願ヒスル母要ハナイカラ帰ル

答

(c)

F-0124

0143

別添第三號

ソ聯邦大使館員等ノ電話連絡

一、電話連絡日時 六月二十四日午後五時(三通話)

二、通話者 札幌 ロードフ

東京 スマターニニ代理大使

三通話内容

一、ロ、 本日控訴院検事長代理ニ面接シタカ真ノ
目的ハ末夕達成スルニ至ラナイ、事件ハ
徒ラニ遷延セシメラレテ居ルコトヲ
観取サレル

二、ロ、 明日事件ヲ管轄スル検事正及ヒ係
事ト会フコトニナツテ居ルカ、レ、
辨^{事件}事^{以上}ニ重要視サ

ハ、クツネットワークストロイ、
レテ居ルラシイ從ツテ此際至急何等カ
ノ対策ヲ構スルノ必要カアル

三、ロ、 本船ノ没収ノ件ニ関シテハ今ノ
處判然ト
察知スルコトカ出来ナイテキル
事件カ重大ト認めラル、
フ以テ顧問トナルベ

四、ロ、 キ有カナル弁護士ヲ至急東京ヨリ派遣スル
振手配サレタイ
弁護士ハ一應札幌グランドホテルニ
来ル様ニ
致サレタイ若シ余カ札幌ニ居
ナカツタラ
旭川ヲ箱内迄尋ネテ来ル様
注意サレタイ



四
ス、

君ハ早ク現地稚内ニ向テ出發スル方得
策ト思惟スルカ如何

ロ、

札幌、旭川ノ監督官廳ト接洽シ事件ノ
根本ヲ決定シテカラテナクテハ現地出
張ハ意味カナイノテ滞在シテ居ルカ
地方官憲ハ甚ラニ事件ノ延長策ヲ
弄シテ居ルノテ窮ツテ居ル

六
ロ、

事件ハ重大ト認メシル、ノテ貴下ハ
速ニ宇垣外相ト面接シ本件解決ニ
對シ根本的接洽ヲサレ度イ
尚余護士ノ件御忘レホク
承知シテ

六
ス、

函館領事館ノ館務ノ都合モアルニ依
リ此際「パ」領事ヲ任地ニ歸ス様ニシテ
ハ如何

ロ、

事件ノ輕重ヲ見ルニ「レ」歸事件ノ方
ガ査証問題ヨリ遙ニ重大テアリ又芝罘
ノ関係モアルニ依ツテ「パ」領事ヲ放ス
該ニ行カヌ

六
ロ、

札幌ノ用件カ終ツタラ旭川ニ行キ問題
ノ根本的接洽ヲナシテ上「パ」領事ト
共ニ稚内ニ向テ考ヘテ居ル

四
ロ、

明二十五日檢事正トノ交渉結果ハ
更メテ報告スル

F-0124

0145

領海内ニ侵入セル右船舶ニ係ル軍機保護法違反
事件ハ対露屢報ノ處、船長「アイコフスキー」ニ対
スル公判ハ豫報ノ通客月二十八日稚内区裁判所
ニ於テ開廷、検事ノ求刑懲役六月ニ対シ、即決
ヲ以テ罰金千五百圓ノ言渡アリ、検事被告共ニ
上訴權ヲ放棄シ、判決確定セルヲ以テ來道中
ノ駐日ソ聯邦大使館書記官「ロードフレ」ヨリ罰金ヲ
完納シ事件ハ結末ヲ告ケ、本船ハ客月三十日浦塩
ニ向ケ出帆セルガ狀況左記ノ通ニ有之（内相閣下
ニハ其ノ都度電報齊）
右及申（通）報候也

記

一公判ノ狀況

起訴セラレタル船長「アイコフスキー」ニ対スル公判ハ豫報ノ通
客月二十八日午前九時十五分ヨリ稚内区裁判所ニ於テ裁判長渡
邊判事、湯澤検事立会ニテ開廷セリ、

当廳近藤通訳、通訳ニテ被告人船長ノ氏名、年齢、住所、職業、
出生地等型ノ如ク訊問ノ上、立会検事ヨリ公訴事實ノ陳述アリ
引續キ被告人ノ家族ノ狀況、位記、勲章、年金恩給、宗教、教育
ノ程度、資産收入、前科、兵役、關係經歷等ヨリ事實審理ニ入り
タルガ船長ハ大抵領海侵犯ノ事實ヲ認めテ午前十一時五十分事
實審理ヲ終リ立会湯澤検事ハ大要

公訴事實ハ記録ニ依リ証拠充分ナル、殊ニ決
疑者、一、二等運輸士、及水夫「シチエグロフ」

ノ警察、検事ノ調書ト強制処分ニ依ル判
事ノ訊問調書ニ依リ明白ナル如ク、被疑者
ハ五月三十一日拂曉同船一、二等運転士
ヨリ水深測程ノ結果、針路ヲ過リ本船
ハ豫定ノ宗谷海峡中央航路ヨリ遙ニ南
下シ日本領野寒布岬ニ向フ航路ニアルコト
ノ報告ヲ受ケ被疑者自身モ亦該航路ヲ
進航セハ日本領海内ニ侵入スル虞アルコトヲ
豫知シ乍ラ適當ナル方法ヲ講ビズ無線
電信ニ依ル方位測程ヲモ為サス敢ヘテ
船首ニ水夫ヲ配置シ前方陸岸發見ヲ
監視セシメ、日本領海内ニ達シタル場合ハ

(三)

針路ヲ変更スレハ可ナリトナシ續航、領海
内ニ進入シタルモノニシテ、陸地附近ニ坐礁
シタルニ何等救助ヲ求メズ、自力ヲ以テ离
礁逃走ヲ企テタル等犯證明瞭ナルト本件
地点ハ軍事上對島海峡、津軽海峡ト共ニ
極メテ重要ナル地点ニシテ被疑者今回
ノ行動ハ断ニテ容認スベカラザルモノナリ
トノ趣旨ノ論告ヲナシテ懲役六月ヲ求刑シテ一旦休憩シ、午後
一時三十分再開被告ノ船長ハ
「自分ハ野寒布岬ニ向フコースニ本船ガアルコト
ノ確信ガ無カリシコト
領海侵入ハ事實タカ軍機保護法ノ軍事

F-0124

0148

機密地帯テアルコトハ全然知ラズ、之ヲ犯ス
故意カ無カリシコト、精神的肉体的ニ急
ニ一ヶ月ニ亘ツテ苦痛ヲ受ケタコト也

等述マテ罰金刑ノ判決アラシコトヲ歎願シ、以上ヲ以テ
結審シ、引續キ即決ヲ以テ裁判長ヨリ

『罰金千五百圓ニ處ス

罰金ヲ完納セザルトキハ拾圓ヲ一日ニ換算
シ被告ノ勞役場ニ留置ス

訴訟費用ハ被告人ノ負担トス

旨ノ主文及理由トシテ

『一、二等運輸士ノ供述、二等運輸士ノ記入
シタル海図、船首ニ見張ニ立テタル水夫ノ

(四)

供述及技術的鑑定等ニ依リ軍機保護法
第十四条陸軍省令同法施行規則第十条
第五条第三号ヲ踰及マテ、犯罪明瞭ナル

旨ヲ述ベテ判決シ終リ午後一時五十分閉廷セリ、

此ノ日傍聴者數十名法廷外ニ溢レタルガ何等ノ事故無之

二、判決確定ト罰金納入

罰金千五百圓ノ言渡シ受ケタル船長ハ直ニ駐西領事、ハッセル
イチエフ、宛打電シ翌二十九日雅内着、翌日大使館書記官「ロ」
ドフ「ト」氏議ノ上即日上诉状ヲ抛棄シ一方検事ハ翌々三十日上诉
状ヲ抛棄シ茲ニ判決ハ確定セルヲ以テ前記「ロ」ドフ「ト」ハ即日罰
金千五百圓及訴訟費用六十三圓二十四錢ヲ完納シ船長ノ釈放
方ヲ要請シタリ



三、本船ノ出港

前叙ノ如ク罰金完納ト同時、即チ同日午後一時船体ノ押留
ヲ解除スルト共ニ船長ヲ解放帰船セシメ、軍機保護地帯ニ
シテ不問港場ナル關係上、所轄稚内警察署長ヲシテ同日午後
三時ニ準備ヲ了ヘテ出港スル様命シタルニ、船長ハ帰船後
所要ナル食糧麦粉外五種合計百二十一担相当ヲ補充シ出港
準備ヲ整ヘ、同日午後三時三十分、錨浦塩ニ向ケ出港セリ、而シテ
本航出港ニ際シテハ警察官二十五名發動機船ニ分乗シ約
四哩沖合迄監視セルカ何等特異ノ行動ナク約五哩沖合ニ到
リテ浦塩方面ニ錨針セリ

四、駐日大使館書記官ノ動靜

駐日ソ聯邦大使館書記官事務取扱

ボリス、ウラジミロウイチ、ロードフ

ノ本件事件対策ノ為末道セル旨ニ関シテハ既
報ノ通ハ、函館領事滞同出札ニ關係方面屢訪
ノ上、船長トノ面会等奔走セルが見込ミナク
一應函館ニ引揚ケタルカ、各日二十八日前叙ノ
通、公判開廷セラル、ヤ同日函館領事館秘書
「ルノーフ」滞同函館發、翌二十九日稚内町到着
同日判事ノ許可ヲ得テ稚内警察署ニ於テ船長
「バイコフスキー」ニ面接シ、上訴権放棄ニ関シテ打
合セヲナシ、船長署名ノ上訴権放棄書ヲ作成
シ之ヲ稚内区裁判所ニ提出シ、更ニ翌三十日判
決確定ヲ待ツテ前叙ノ通罰金及訴訟費用

(五)

ヲ完納シタリ

而シテ其ノ間全人ハ検事及警察ニ対シ、船ノ訪問
方及船ノ訪問不可能ノ場合ハ船員ノ上陸面会方
ヲ執拗ニ要請セルガ、軍機保護地帯ニシテ不開
港場ニ在ル本船ニ対シ同ノ人ヲ訪問セシメ、又ハ同ノ
ニ面接ノ為船員ヲ上陸セシムルコトハ好シカラス、
断乎許可ヲ與ヘサリキ依ツテ同ノ人ハ余儀ナク三十
日本船ノ浦塩ニ向ケ出帆セルヲ目送シ、同夜十時十
五分稚内發列車ニテ函館ニ引揚ケタリ、
高「ロード」書記官ハ各月二十九日午後二時ニ
十分東京ソ聯邦大使宛

船長トノ面会許容サレタリ、全人ノ肉体的、精

(六)

神的打撃ニ対シテハ出来得ル限り慰安ヲ與ヘ
置キタリ、船長ハ事件ノ当初ハニガーストシ決
行ス一時間出ニ巨ル虐待サレタリ、尚其ノ他留
置サレタル船員中ニモ虐待ヲ受ケル者アリト
ス、只今罰金ヲ納付セントス、検事局ノ上訴
態度、未タ決定セズ、船長ノ保釈モ又許可ナシ
レフリシエラートル歸ノ訪問ヲ許可セズ、船長ノ
釈放ニ対シテハ凡ユル対策ヲ精シ努力中、全過
ノ詳細ハ後報ス。

ト打電セルカ電文中虐待云々ニ関シテハ何等其
ノ事實ナク、寧ロ入浴運動等便宜ヲ供與セル
実情ニアリ、何等カ為ニセン為ノ工作ナリト認メラル

(高橋内、函館、函水、木吉内、福山、根室各警察署長)

以上

電信案

外務省

對ノミナラス官憲ニヨリ發見セラルル又急遽遁走
 且船長ハ絶食シ取調ニ應答セザル由之カ
 ヲ企ツル等容疑ノ事實アリ取調終了後迄
 差当
 リ二十日以上
 ヲ要ス
 趣ナリ右御含迄

(原議用紙乙)

(分類)

暗 号	電送第 昭和十三年六月十一日午後	號 15285	管主 歐亞局長
	分發	宛 莫斯科 西代理大使	主任 第一課長
名 件	蘇聯船拿捕ニ關スル件 <small>(左東船第一號)</small>	發 宇垣大臣	昭和十三年六月十一日起草
第 三 一 一 號	往電合第一七二八號ノニニ關シ 冷凍船第一號最近迄ノ取調狀況ニ據レハ同船ハ 座礁セリト云フモ當時ノ潮流ノ南船ノ航路ト正東 ヨリ良ク之ヲ認メ難キ	名件録記	11/30
外 務 省	極秘		

(記)

F-0124

0152

分類

次官

欧亞局長

六月十八日在京蘇大使館一等書記官代理ロド
井上局長ニ面会ヲ求メ來レルニ付加瀬同日午後
一時來訪ヲ受ケタル處ロドフハ
 (一) 目下稚内ニ於テ取調中ノ冷凍船ヲ速ニ釈放セシ
 コトヲ求ム。ホーツマスニ條約第九條ニ依リ「宗谷
 海峡ノ自由航海ヲ妨害スルコトアルハ何等ノ
 軍事上措置ヲ執ラザルコトヲ日本カ約束シ
 居リ」稚内方面ニ要塞地帯ヲ設クルコトハ
 「ホ」條約違反ナリ云々ト述ヘタリ。依テ加瀬
 コリ右ハ貴國側ノ條約規定誤解ナリ「ホ」
 條約第九條第二項ハ日魯兩國ハ各宗谷

蘇聯冷凍船及領事館問題ニ關スル件

(昭三三六七八)

(美濃半截野紙)(2)

外務省

(12. 13)

記

稚内抑留船舶乗組員取調状況
 六月十三日 内務省
 一 目下稚内警察署ニ於テ取調へ中ナルカ近ク起訴スルコトニ決定セ
 ル趣ナリ
 二 在函館蘇聯領事ハ今尙稚内ニアリ、事件ノ見透ツク迄歸館セスト
 頑張り居レリ
 三 軍機保護法ニ違反セルコトハ確實ナリ

外務省

(日本標準規格B5)

F-0124

0153

(美濃半截野紙)

海峽及朝鮮海峽ノ自由航海ヲ防害スル
 ルコトアルヘキ何等ノ軍事上措置ヲ執ルヤ
 コトヲ約シ居ルモノニテ要塞地帯ノ設定
 ハ何等海峽ノ自由航海ヲ防害スルモノニアラス
 東谷海峽ニ面スル航内方面ニ要塞地帯アリ
 ヤ否ヤハ實ニ承知セサルモ朝鮮海峽保
 護法ニ依ル禁止地帯ノ設定セラルルコト
 ハ確ニシテ(取調ノ結果要塞地帯ニアリ
 サルコトヲ説明シ置キタリ)要スルニ本津船
 ノ船長カ船ヲ立入禁止区域ニ碇泊セシメタ
 ルコトカ由悪イ訳ニテ假ニ朝鮮海峽ヲ我カ
 船舶カ通過ノ際沿河州ノ要塞地帯又ハ
 禁止地帯ニ立入り碇泊スルカ如キ場合ハ勿ク

(12. 12)

外務省

(美濃半截野紙)

抑留取調ヲ受クニ相違無シト述ハタル處
 コトアルハ「朝鮮海峽ノ點ハ本國政府ヨリノ
 訓令ニ依ルモノナリト云ヘニ付加瀬ヨリ
 右ハ朝鮮海峽ノ誤解ナリト述ヘ置キ
 タリ次行「朝鮮海峽」ヨリ
 (三)大連ニアル「イサエ」領事代理ニ對シ官憲
 ハ領事代理トシテ承認ス居ラヌ現ニ大連
 官憲ハ各國領事ノ爲ニ身分証明書ヲ
 發給シ居ルニ拘ラス「イサエ」領事代理ニ對シ
 テハ發給セス字通「朝鮮海峽」ニ來レリ元來
 領事館ハ五箇宛閉鎖スルコトナリ居タル
 カ其ノ後ノ交渉ニ於テ二箇宛閉鎖スルコ
 トニテリ「朝鮮海峽」神戶海峽ノ二箇ヲ閉メ

(12. 12)

外務省

F-0124

名次第十ルカ日本側ニ於テ大連ノ蘇聯
 領事館ヲ認メサルニ於テ「蘇政府ハ更ニ
 今一ツ領事館閉鎖ヲ日本側ニ要求セ
 ンルヲ得サルヘシ」(蘇側ハ武市哈府及
 「オムノ三館閉鎖ヲ当初主張シ交渉ニ
 伴ヒ「オム」ヲ「ト」ニ自方モ神戶
 小樽ノ二館ニ留メ大連ノ閉鎖ハ見合マ
 居ル關係上大連ノ領事館ニ對シ所謂
 不愉快ナルコトヲ繞クルニ於テ「我」
 領事館ノ閉鎖ヲ要求セサルヲ得スト
 言ヒ意味ナリ(加瀬註)ト述ヘタリ依
 テ加瀬ヲ元來領事館閉鎖問題「蘇
 側」ヲ持出セルモノニテ我方ハ当初ヨリ

(美濃半截野紙) (3)

外務省

蘇側ニ對シ領事館ノ閉鎖ヲホメタルコト
 無ク蘇側ニ於テ其ノ都合ニ依リ數個ノ
 領事館ヲ閉鎖シ同數ノ領事館ノ閉鎖
 ヲ我方ニ強ヒントスルコトカ可笑シナ話ニテ
 我方ハ到底承服シ得サル點ナルコト御承
 知ノ通ナリ大連ノ事情ハ承知セサルニ付
 御話ノ如キ事柄ハ承知セサルニ付る情取用
 ノ上場返りスヘシト述ヘ置キタリ
 (大連ノ蘇聯領事館ニ付テハ從來通トシ
 余ノ厭カラセ等セサルコト領事館問題ノ
 全局ニ鑑ミ適當ト認メラルニ付南東
 廳ニ對シ季細る情ヲ具シ申進方手配
 中ナリ尚陸海軍省局モ同感ナリ加瀬記

(美濃半截野紙) (3)

外務省

F-0124